

公 告

山国川河川事務所管内における機械設備の災害時等応急対策工事及び災害対策用機械類の災害時応急対応に関する基本協定の締結（機械設備工事及び業務）

次のとおり公告します。

令和 2年 2月 3日

国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長 鹿毛 英樹

1. 基本協定の概要等

（1）基本協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生、若しくは災害の発生が予測された場合、災害対策用機械類（以下「災対機械」という）、並びに資材、人員の確保及び動員を行い、緊急的に応急対策工事及び応急対応を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的とする。

（2）基本協定区分及び協定業者数

基本協定締結区分は表－1のとおり。

ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長（九州地方整備局長）等から応援要請があった場合、又は山国川河川事務所長が必要と判断した場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等）において発生した災害の区域も本協定の対象となる場合がある。

（表－1） 基本協定締結区分

番号	区分名	対象設備	対象区域	協定業者数
1	樋門・樋管設備	小形水門設備 68カ所 (R2.3末予定)	山国川河川事務所管内	3程度
2	平成大堰設備	放流設備、魚道・水路ゲート	大分県中津市太字高瀬地先	3程度
3	耶馬溪ダム設備	放流設備、利水放流設備、予備ゲート、エレベーター、水質保全設備、流木止設備	大分県中津市耶馬溪町大字柿坂地先	5程度
4	ポンプ設備	下宮永排水機場	大分県中津市下宮永地先	1程度
5	機械設備軽故障全般	番号1～4設備全般	山国川河川事務所管内	1程度
6	災害対策用機械の運用	技術資料等説明書「表－2」	山国川河川事務所管内	3程度

※設備詳細については、技術資料等説明書による。

(3) 基本協定の内容

①機械設備の災害時等応急対策工事にあたっては、山国川河川事務所で管理する機械設備（表－1）において災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の発見及び応急復旧工事又は対策工事を実施することを想定し、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害拡大防止に期することを目的としたものである。

②災対機械の災害時等応急対応にあたっては、山国川河川事務所が管理する山国川水系山国川、派川中津川、支川山移川流域内の直轄管理区間又は直轄管理区間外において、災害が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、九州地方整備局管内で保有する災対機械の運搬、設置、操作、撤去などの運用を緊急的に実施することを想定し、あらかじめ履行実施業者を定めておくことにより災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的としたものである。

また、山国川河川事務所が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、山国川河川事務所からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(4) 災対機械の対象範囲

基本協定の対象機械は、九州地方整備局管内で保有する災対機械とするが、主に九州地方整備局九州技術事務所で保有する災対機械である。なお、その詳細は技術資料等説明書「表－2」のとおりとする。

また、直轄管理区間外の運用時の指示系統においては、現地指揮者による場合もある。

(5) 協定期間 令和 2年 4月1日～令和 3年 3月31日

(6) 基本協定の締結受託者の選定

本協定締結受託者の選定については、下記の項目について提出された技術資料等から総合的に評価し、協定締結受託者を決定する評価方式である。

- ①災害時等における技術者等の派遣基地と山国川河川事務所までの距離及び時間
- ②災害時の早期復旧に関する工事実施体制
- ③資格者保有者の雇用者数
- ④災害協力に求められる地域において必要な資機材の保有状況
- ⑤機械設備工事、維持工事実績及び点検整備実績
- ⑥災害時応急対策工事等の協定締結の実績

(7) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合や、災対機械の応急対応を実施する場合には、当該協定締結業者の中から、前項（6）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約等を締結するものとし、その工事（業務）の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

当該協定に基づき施工業者等と契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）や役務履行を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和1・2年度の機械設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
かつ令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」又は「その他」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成17年度以降に元請として、対象区分毎に次に掲げる工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
①基本協定締結区分「1～5」
国、公団等又は県市町村発注の機械設備工事(小形水門設備、河川用水門設備(堰含む)、ダム用水門設備、エレベーター、水質保全設備、揚排水ポンプ設備、流木止設備)実績、または機械設備(小形水門設備、河川用水門設備(堰含む)、ダム用水門設備、エレベーター、水質保全設備、揚排水ポンプ設備、流木止設備)の、点検業務や修繕の契約実績があること。
②基本協定締結区分「6」
土木(改修、維持修繕)工事または機械設備点検、修繕等の契約実績があること。
- (5) 本協定は、災害時の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体(共同企業体を除く)で参加資格を満足する社を対象とする。
- (6) 九州地方整備局管内に営業所等が所在すること。
- (7) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、基本協定締結区分「5」については、初動対応として当事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。
- (9) 緊急業務に対応した体制の確保として、基本協定締結区分「1～5」については、機械設備に関する実務経験者、基本協定締結区分「6」については、災対機械等の運用、維持工事実務経験者または機械設備点検や修繕実務経験者を災害時に2名以上の確保ができること。
また、当事務所が公告する他の災害協定に応募する場合は技術者の重複は認める。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明書に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2

国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課

電話：0979-24-0571（代）

担当：管理課 専門官 末廣 浩司（内線333）

担当：管理課 専門官 安庭 政明（内線340）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和2年2月3日（月）から令和2年2月18日（火）までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②交付場所：〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課

③交付方法：手渡しによる。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和2年2月3日（月）から令和2年2月18日（火）までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

②提出場所：上記4. (2) ② に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）により提出する。

5. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結受託者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 当事務所において公示を行っている他の令和2年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実効性を確認する場合がある。